

再配達削減広報事業委託 仕様書

1 事業名

再配達削減広報事業

2 目的

2024年4月から、トラックドライバーの長時間労働を改善するため時間外労働の上限が設けられた影響により、物流の適正化や生産性向上の対策を講じなければ、輸送能力が不足し、モノが運べなくなる「物流の2024年問題」に直面。物流は、国民生活や経済活動を支える重要な社会インフラであり、荷主と一般消費者が協力して物流を支えるための環境整備に取り組む必要がある。

県は、事業者に対し、業務の効率化に資する電動リフトの設置や、女性が働きやすい職場づくりにつながる施設設備の整備などを支援するとともに、不在配達先への周知啓発や宅配ボックス設置に対して支援を行うこととしている。

そして今回、広く県民に向け、普段、何気なく行っている再配達が宅配事業者やドライバーの重い負担になっていること、宅配利用者の立場でできることを知ってもらい、再配達の削減に向け、みんなで意識や行動を変えていく県民運動となるよう啓発広報を実施する。

3 委託業務内容

(1) 委託事業の概要

広く県民に向け宅配の再配達削減を効果的に啓発するために、各種メディア・手法を用いて総合的な啓発広報活動を実施する。

<委託内容>

- ① 広報計画の企画・立案
- ② 広報コンテンツの作成・プロデュース
- ③ 広報コンテンツの発信・効果検証

(2) 業務内容の詳細

① 広報計画の企画・立案

ア メインターゲット

・県内在住者、日中不在で宅配の再配達に関し関心がない県民

イ 情報発信内容

・宅配の再配達削減に向けた取り組みを啓発するために、普段、何気なく行っている再配達が宅配事業者やドライバーの重い負担になっていること、宅配利用者の立場でできることがあることを知ってもらい、再配達の削減に向け、意識や行動を変えるきっかけとなる内容であること

- ・効果的に情報発信を行うための統一コンセプトを策定すること

ウ 媒体

- ・テレビCM、ラジオCM、新聞広告、折込チラシ、雑誌広告、交通広告、デジタルサイネージ広告、WEB広告、SNS広告等を活用すること。

なお、新聞広告とは紙面掲載及び折込チラシによる広告を想定する。

エ 広報計画の立案

- ・ターゲットに響く発信メディアの選定及びそれぞれの発信頻度、発信期間、発信日時等を計画立案すること

- ・なお、県が定める期間を再配達削減強化期間と定め、期間中はより効果的に広報を実施すること（8月、12月頃にそれぞれ一か月間を想定）

オ 広報準備から発信までのタイムラインの策定

- ・企画、コンテンツ作成、発信メディアへの投げ込み、発信の一連の流れを、それぞれの発信メディアごとにスケジュール化し、実行する。

② 広報コンテンツの作成・プロデュース

ア ①で策定したメディアの広報コンテンツの作成

- ・テレビCM、新聞広告、折込チラシ、SNS広告等を作成・プロデュースする。

③ 広報コンテンツの発信

ア ②で作成した広報コンテンツの発信

- ・①で立案した計画に基づきコンテンツを発信する。

※SNS広告等効果測定ができるものは都度見直しを検討すること

イ コンテンツ発信の時期

- ・令和6年8月1日から令和7年1月24日まで

(3) 業務実施の期間

業務の期間については下記2期間に分けて実施することを想定とする。

前期：令和6年8月1日から令和6年10月9日まで

後期：令和6年10月下旬から令和7年1月24日まで

4 進行管理

受託者は業務を確実に遂行できるよう実施計画及び工程表を作成し、進行管理を行うこと。受託者は工程表に大きく変更が生じた場合は、その都度工程表を作成し県に提出すること。

5 委託業務実施体制

(1) 実施体制

委託業務の実施にあつては、佐賀県と十分協議するとともに責任者を明確にし、業務に係る県からの照会に対して速やかに回答できる体制で臨むこと。

外部組織、協力会社などが存在する場合、その関係、役割、作業分担、責任範囲、指揮統計を明確にすること。

(2) 業務スケジュールの管理

県と業務スケジュールを調整して業務を実施するものとし、業務の遂行状況については、随時報告を行うこと。

(3) 打合せ・報告に関する要件

受託者は、本業務委託のスケジュール等に十分配慮し、佐賀県との打ち合わせ・報告等を主体的に行うこと。

6 納品物

本業務を実施するために制作した成果物については、データ等も含め全て納品すること。

成果物の著作権等に関しては、本県に属するものとし、その利用等は自由に行えるものとする。

なお、制作した成果物は、映像・画像・音楽等の著作権・肖像権上の処理を済ませた上で納品すること。

7 事業実績の報告

・実施した広報の実績及びその他特記事項等を記した完了報告書を作成し、業務完了後速やかに提出すること。

・報告には以下に関する内容を含むこと。

→ 発信メディアごとの発信数・発信タイミング

→ 各発信メディアごとの規格（CMの長さ、記事の大きさ、パッケージ内容等）

→ 測定や推察ができるものについての広報効果

・事業実績の報告期限は令和7年1月31日までとする。

8 委託契約期間

契約締結日から令和7年1月31日まで

9 委託上限額

18,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

10 代金の支払い方法

完了払とする。ただし、受託者からの請求があれば委託料の 2 分の 1 の額を限度として前金払いを可能とする。

11 その他

- (1) 事業の運営に必要なかつ適切な人員配置を行うこと。
- (2) 本委託業務の実施に当たっては、県と緊密な連携を取りながら進めるものとし、疑義が生じた場合は直ちに県と協議し、その指示に従うこと。
- (3) 本仕様書に定めのない事項については、県と協議し、その指示に従うこと。
- (4) 本委託業務を実施するに当たり、第三者（県及び受託者以外の者）が所有する素材を用いる場合は著作権処理等を行うこと。
- (5) 受託者が本委託業務において制作したデータやデザイン、写真、イラスト、文章等一切の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに定める全ての権利を含む）は県に帰属するものとする。ただし、受託者が単に使用する場合には、県と協議するものとする。
- (6) 事業実施中においても、県は事業の実施状況について、随時報告を求めることができる。